

令和7年度

幼稚園・保育所（園）・認定こども園 地域型保育事業等利用のご案内

申込期間

令和7年4月1日から利用したい場合

保育所（園）、認定こども園（保育部）、地域型保育事業

オンライン受付 令和6年11月1日（金）～11月22日（金）

窓口受付 令和6年11月5日（火）～11月15日（金）

※オンライン申請は、新規申請の方のみ可能です。

※保育所（園）、認定こども園（保育部）、地域型保育事業に令和6年度在籍中で、引き続き利用を希望する場合、申込みが必要です。

※認定こども園（保育部）の対象施設は、公立認定こども園（いじりの、きよね）、私立認定こども園（やまて）になります。

幼稚園、公立認定こども園（幼稚部）

受付期間 令和6年11月5日（火）～11月29日（金）

※幼稚園、公立認定こども園（幼稚部）のオンライン申請はできません。

※私立認定こども園（やまて幼稚部）の申込みについては、園に直接お問い合わせください。

年度途中から利用したい場合

保育所（園）、認定こども園（保育部）、地域型保育事業

【受付期間】

令和7年2月4日（火）以降随時

【申請締切】

窓口受付

入所希望月の前月1日まで

※締切日が閉庁日の場合は翌開庁日

オンライン受付

入所希望月の前々月の15日まで

幼稚園、公立認定こども園（幼稚部）

【受付期間】

令和6年12月2日（月）以降随時

【申請締切】

各園受付

入所希望月の前月20日まで

※オンライン申請はできません。

※区域外就園希望の方はこども夢づくり課へご相談ください。

※私立認定こども園（やまて幼稚部）については園に直接お問い合わせください。

※施設への入所は毎月1日付、退所は末日付となります。

※窓口での受付時間は8時30分～17時15分です。（土日祝除く）

※他市町村の園・企業主導型保育事業はこの限りではありません。

※出生前の児童については、出生後からの受付となります。

※すべての書類がそろった上での受付となります。

（オンラインの場合、不備がないことを市が確認できた時点で受付となります。）

※定員に空きがない等の理由により希望する施設を利用できないことがあります。

余裕をもって提出してね!

申請書類のコピーや

返却はできないよ!



この冊子をよくお読みいただき令和7年度中は大切に保管してください。

も く じ

1	教育・保育給付認定制度	P2
2	総社市内の利用できる施設について	P2
3	保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業について	P5
	「保育の必要性」の区分による点数表	P7
4	幼稚園・認定こども園（幼稚部）について	P20
5	在園中に必要な届出について	P26
6	申請書記入方法と注意事項	P27
7	各手続きの QR 一覧	P28
8	子育てのための施設等利用給付について	P29
9	その他保育サービスについて	P31
	・企業主導型保育事業	
	・認可外保育施設	
	・一時預かり事業	
	・休日保育	
10	個人番号（マイナンバー）について	P32
11	施設一覧	P33

令和 7 年度における年齢区分

年齢区分	該当する生年月日
0 歳児	令和 6 (2024) 年 4 月 2 日 ~
1 歳児	令和 5 (2023) 年 4 月 2 日 ~ 令和 6 (2024) 年 4 月 1 日
2 歳児	令和 4 (2022) 年 4 月 2 日 ~ 令和 5 (2023) 年 4 月 1 日
3 歳児	令和 3 (2021) 年 4 月 2 日 ~ 令和 4 (2022) 年 4 月 1 日
4 歳児	令和 2 (2020) 年 4 月 2 日 ~ 令和 3 (2021) 年 4 月 1 日
5 歳児	平成 31 (2019) 年 4 月 2 日 ~ 令和 2 (2020) 年 4 月 1 日

※年齢区分は令和 7 年 4 月 1 日時点の年齢です。途中で年齢が上がっても年度内は変わりません。

1 教育・保育給付認定制度

幼稚園・保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業の利用を希望される方は、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定は、保護者の就労状況等とお子さんの年齢により区分され、利用できる施設が分けられます。

●教育・保育給付認定の区分

認定区分	対象児	利用可能施設
1号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、教育のみを希望	幼稚園 認定こども園（幼稚部）
2号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、保育の必要な理由に該当し、保育を希望	保育所（園） 認定こども園（保育部）
3号認定	お子さんが <u>満3歳未満</u> で、保育の必要な理由に該当し、保育を希望	保育所（園） 認定こども園（保育部） 地域型保育事業※

※地域型保育事業には、小規模保育事業・事業所内保育事業などがあります。

教育・保育給付認定は住民票のある市町村が行います。転入前に他市町村ですでに教育・保育給付認定を受けている場合でも、転入後、再度総社市で教育・保育給付認定を受けていただく必要があります。

また、企業主導型保育事業の地域枠は、教育・保育給付認定を受ける必要があります。（無償化の対象になる場合がありますので、詳しくは施設へお尋ねください。）

認可外保育施設を利用する方は P29 をご覧ください。

2 総社市内の利用できる施設について

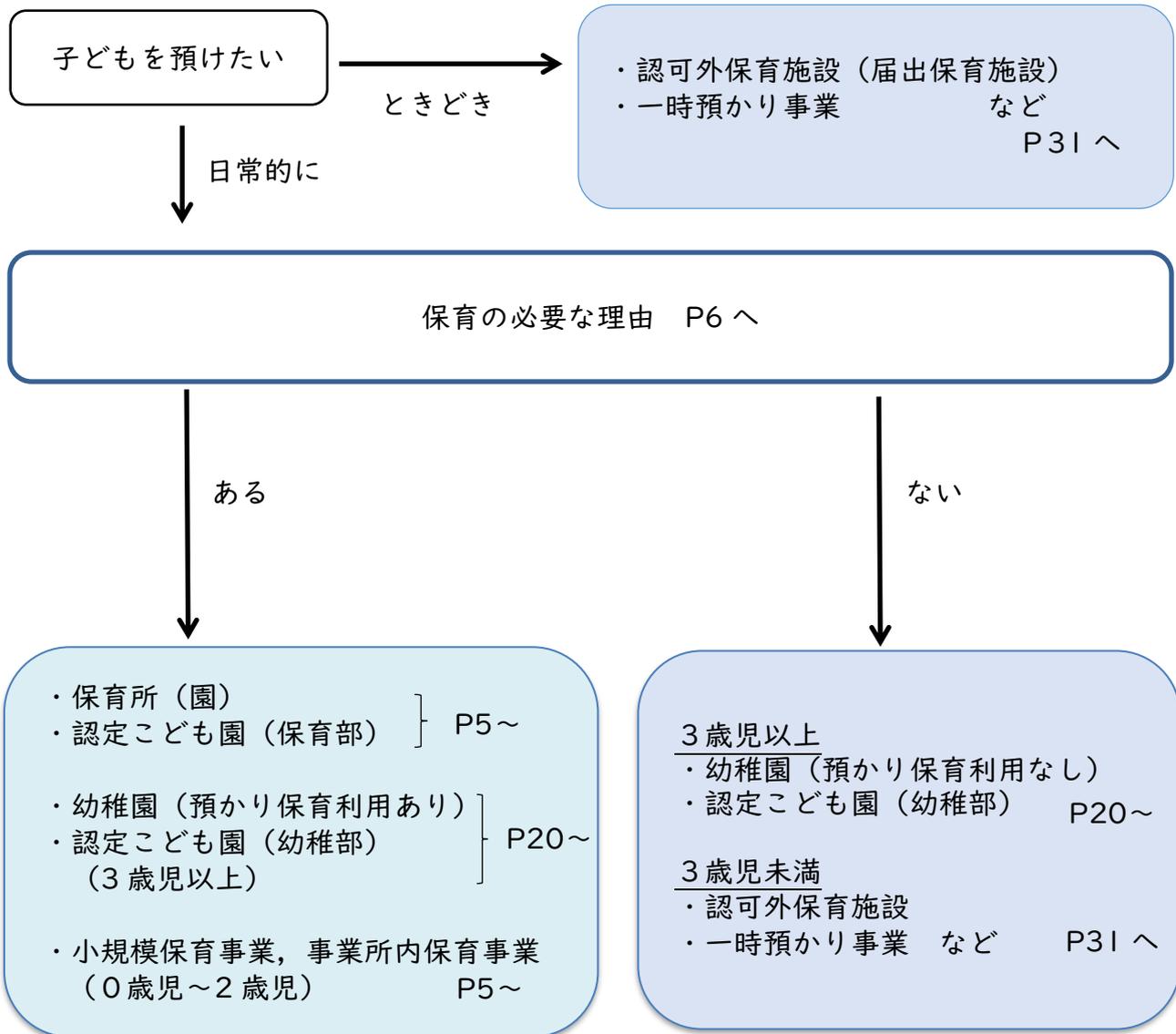
●施設等の種類

施設一覧は P33 へ

施設等の種類	受入年齢	説明
(1) 保育所（園）	0歳児～5歳児	保護者の就労、障がい、疾病等の理由で、家庭での保育ができない場合に、保護者にかわって乳児・幼児を保育する施設です。
(2) 認定こども園	(保育部) 0歳児～5歳児 (幼稚部) 3歳児～5歳児	幼児教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園の機能と保育所（園）の機能の両方を併せ持つ施設です。
(3) 幼稚園	3歳児～5歳児	就学前の子どもの学習の基礎を養う施設です。1日4時間程度の幼児教育を行い、夏休みや冬休みがあります。教育時間終了後に預かり保育を実施している園もあります。
(4) 地域型保育事業 (・小規模保育事業 ・事業所内保育事業)	0歳児～2歳児	2歳児以下の子どもを対象に、定員19人以下の少人数で保育を行う施設です。3歳児以降は保育所（園）・認定こども園・幼稚園等への転園が必要です。
(5) ・企業主導型保育事業 ・認可外保育施設 ・その他の事業等	園により異なる	「企業主導型保育事業」、「認可外保育施設」は、上記(1)～(4)の認可・認定を受けない施設で、都道府県等に届出をして運営している施設です。その他の事業としては「一時預かり事業」、「休日保育」等があります。→P31へ

●選び方のフローチャート（参考）

お子さんの年齢，保育の必要性の有無などから，
利用可能な施設や各種事業等の利用を検討してください。



- ・企業主導型保育事業 → P31へ
- ・認可外保育施設，幼稚園預かり保育等の利用料無償について → P29へ

※上のお子さんが幼稚園の預かり保育利用，下のお子さんが保育所（園），認定こども園（保育部）や地域型保育事業といった利用も可能です。

※きょうだいのうち，ひとりでも家庭保育ができる状況であれば保育所（園），認定こども園（保育部）や地域型保育事業の利用はできません。

（育児休業取得による保育所（園）等の継続利用の手続きをされている方は除く。）

保育所（園）

認定こども園（保育部）

地域型保育事業



3 保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業について

①保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業利用案内

●保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業とは

保護者が働いているまたは疾病などの理由により、家庭において保育することが困難な児童を、保護者に代わって保育を行い、児童の健全な心身の発達を図ることを目的とした施設です。施設における環境を通して養護及び教育を一体的に行います。

入所には「保育の必要な理由」が必要となり、これに該当しない場合は入所申請ができません。

●施設の見学について

大事なお子さんを預ける園です。申請の前に見学し、保育方針や園の雰囲気、通えるか等をよく確認してください。見学については、直接園へお問い合わせください。

●短縮（慣らし）保育について

お子さんが新しい環境に無理なく慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。各施設によって実施の有無や期間、内容が異なりますので、事前にご確認・ご相談をお願いします。

保育利用開始（毎月1日）前の短縮（慣らし）保育は実施できません。なお、短縮（慣らし）保育期間も通常の保育料等がかかります。

●入所の決定について

書類審査及び必要に応じて家庭の状況等を聴取または調査し、申請者の利用希望施設を踏まえ、保育の必要性の高い児童から入所の内定をします。内定後は、入所を予定している保育所（園）で面接・健康診断を受けていただき、集団生活が可能と認められた後、正式に入所決定となります。

入所が内定した後に、就労時間が短くなるなどして、審査の点数に影響がある場合は、内定取り消しになる可能性があります。

※在園児で、新年度も引き続き同じ園の利用を希望される方も、新規申込者と同様の審査を行います。その結果によっては継続利用ができない場合もありますのでご了承ください。

※必ず入所できるとは限りません。あらかじめご了承ください。

保育所（園）の生活（1日の例・園により多少異なります）

7:00	9:00	11:00	15:00	16:00	18:00	19:00
登園 	選んだ遊び※ クラス活動	給食 	午睡 	おやつ 降園準備 	選んだ遊び※	延長保育

※保育士が、保育指針に沿って年齢やクラスに応じた活動を提供します。

●保育の必要な理由

1	1ヶ月につき、48時間以上労働することを常態とすること。
2	出産予定日以前6週（多胎の場合は14週）から、出産日後8週までの期間であること。
3	疾病もしくは負傷、または精神もしくは身体に障がいをもし、保育が困難であること。
4	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること。
5	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
6	求職活動中（起業準備を含む。）であること。※入所希望月の1日から2か月間のみ可能
7	職業訓練校等での職業訓練など就職のために専門施設に通っていること。
8	学校教育法に規定する学校や専修学校、これらに準ずる教育施設に在学していること。
9	虐待やDVのおそれがあること。
10	育児休業取得前に既に保育所を利用しており、引き続き利用を希望していること。 ※産休前の要件が就労の場合のみ。
11	その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

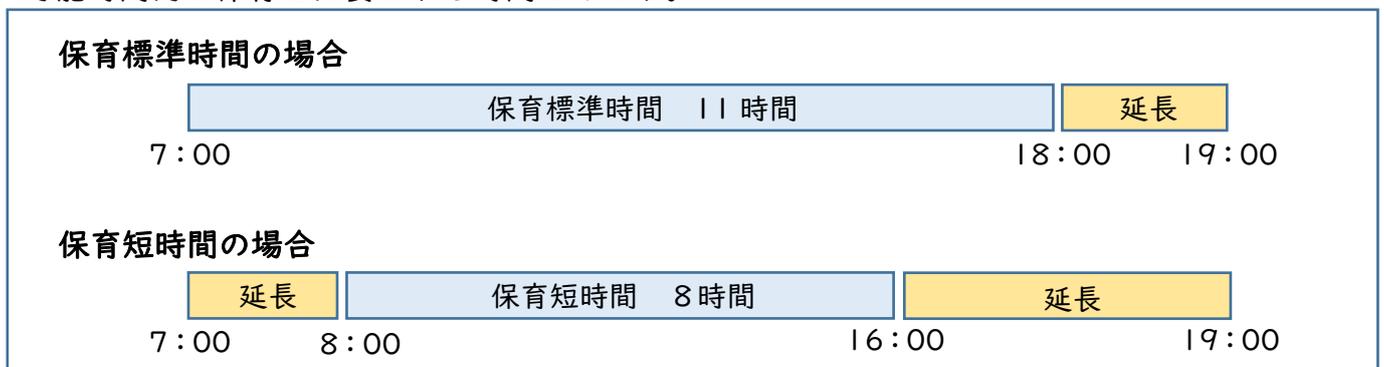
※10は育児休業を取得することになった場合、保護者からの申請により市が認めたとき、施設の継続利用ができる制度のための区分です。

●保育標準時間と保育短時間

保護者の就労時間等により「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

保育標準時間	…	施設利用可能時間	11時間/日
			・いずれの保護者も120時間以上/月の就労の場合
保育短時間	…	施設利用可能時間	8時間/日
			・いずれかの保護者が120時間未満/月の就労の場合
			・育児休業中の継続利用の方 など

保育標準時間、保育短時間の区分により、利用できる時間が異なります。利用できる時間は利用可能時間内で保育を必要とする時間のみです。



「保育の必要性」の区分による点数表

区分	保護者の状況		細目	基準点数
1	・就労(自営含) ・就労予定 ・農業	月実働155時間以上就労		10
		月実働130時間以上155時間未満就労		9
		月実働120時間以上130時間未満就労		8
		月実働110時間以上120時間未満就労		7
		月実働100時間以上110時間未満就労		6
		月実働80時間以上100時間未満就労		5
		月実働64時間以上80時間未満就労		4
	月実働48時間以上64時間未満就労		3	
	内職	月実働155時間以上就労		6
		月実働130時間以上155時間未満就労		5
月実働120時間以上130時間未満就労		4		
月実働80時間以上120時間未満就労		3		
月実働48時間以上80時間未満就労		2		
2	妊娠・出産		出産予定日以前6週(多胎の場合は14週)から、出産日後8週までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合。(切迫流産等は「疾病」と扱う)	5
3	疾病・負傷・障がい	疾病負傷	1ヶ月以上の入院もしくは、入院見込み(常時臥床の場合)	10
			居宅療養(1ヶ月以上)	安静を要する、または、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難と診断された場合 週3日以上通院加療等が必要な場合
	障がい	「身体障害者手帳1級～2級(聴覚障害者の場合は身体障害者手帳3級も含む)」「精神障害者保健福祉手帳1級」「療育手帳A」「介護保険の要介護3～5」のいずれかに該当する場合		10
		「身体障害者手帳3級(聴覚障害者の場合は身体障害者手帳4級も含む)」「精神障害者保健福祉手帳2級」「療育手帳B」「介護保険の要介護1～2」のいずれかに該当する場合		8
		「身体障害者手帳4～6級」「精神障害者保健福祉手帳3級」「介護保険の要支援」のいずれかに該当する場合		3
4	同居親族の介護または看護		同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護している場合	区分1 就労準用
5	災害		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	10
6	求職中		求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合	1
7	就学等	就学	日中、就学のため、保育することができない場合	区分1 就労準用
		職業訓練	日中、職業訓練を受けるため、保育することができない場合	区分1 就労準用
8	社会的擁護		児童虐待またはそのおそれのある場合	10
			DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合	
9	育児休業中(継続利用中のみ)		育児休業取得前に既に保育所等を利用しており、産前休暇を取得する前から継続して勤務している事業所への復帰を予定している場合(但し、育児休業取得前の保育料を完納していること)	区分1 育児休業前 就労準用
10	その他	別居の親族等の介護または看護	別居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護している場合で、区分4と同様であると認められる場合	区分1 就労準用
		不存在	死亡、離婚、行方不明、拘禁、別居(離婚調停または裁判中に限る)等	10
		前各号に掲げるもののほか、市長が特別に認める場合		区分1～ 10準用

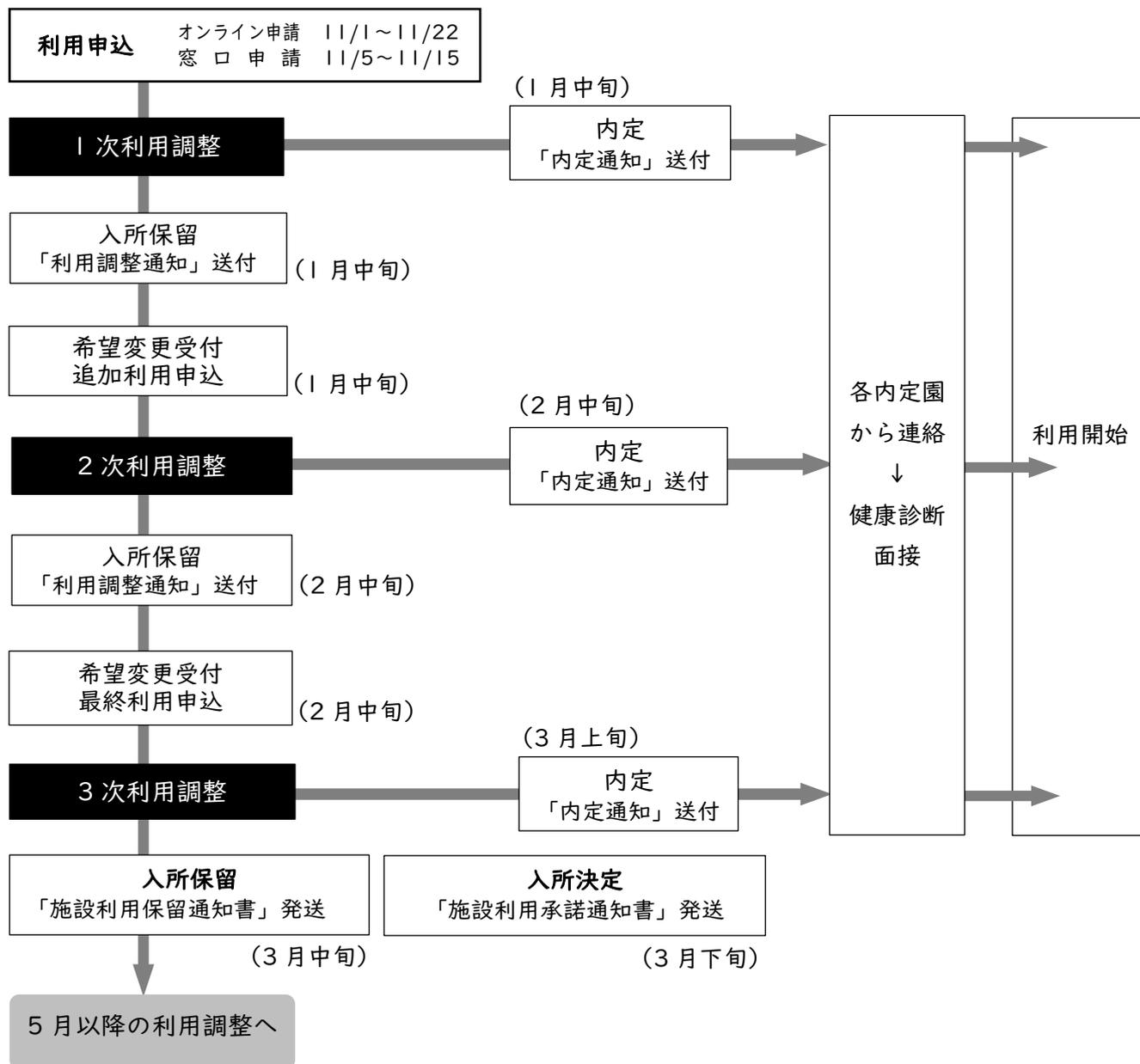
「優先利用」の区分による点数表

区分	類 型	状 況	点数
A	ひとり親養育	ひとり親世帯に同居の祖父母等がおらず、母または父のみに養育されている場合	3
B	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要し、勤務が決まっている場合	1
C	失業	生計中心者が入園希望日の前1年以内に倒産、解雇、雇止め等で離職し求職中であり就労の必要性が高い場合	2
D	社会的擁護	児童虐待またはそのおそれがあると認められ、保育所利用以外の手立てがない場合	10
		保護者がDVを受けていることで、保育を行うことが困難であると認められる場合	
		その他社会的擁護が必要であると認められる場合（里親等）	3
E	障がい	申請に係る子どもが身体障害者手帳または療育手帳を所持している場合	1
F	きょうだい障がい	申請に係る子どものきょうだいが身体障害者手帳または療育手帳を所持している場合（未就学児に限る）	1
G	育児休業取得のための退園	保護者の育児休業取得による継続利用をせずに退園した子どもとそのきょうだい（育児休業にかかわる子どものみ）が、同じ施設を再び利用することを希望する場合	5
H	兄弟姉妹	新規で入所希望する子どもが、兄弟姉妹が在籍している園の利用を希望する場合	3
I	地域型保育事業利用終了児	地域型保育事業の卒園児が、連携施設を第一希望とする場合	7
		・地域型保育事業の卒園児が、連携施設を第一希望以外で希望する場合	3
		・地域型保育事業の卒園児が、連携施設以外を希望する場合	
J	同居の祖父母	65歳未満の祖父母と同居、または近隣に居住しており、（その祖父母が）「保育の必要性」の区分による点数表の区分1～5、7～10に該当しない場合	(祖父母それぞれ) -5
K	継続児	現に利用している施設を継続して利用することを第一希望とする場合	6
L	保育料未納世帯	未納の保育料が6ヶ月分以上あり、かつ納付の相談がない場合、または前年度未納の保育料の納付約束を3ヶ月以上履行しない場合（ただし、区分Eに該当する世帯には適用しない）	-10
M	市内の保育士等	保護者が保育士、幼稚園教諭等の資格を有し、市内の保育施設等（認可保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、幼稚園）において就労中、または就労予定の場合	月実働120時間以上就労の場合 10
			月実働120時間未満就労の場合 5

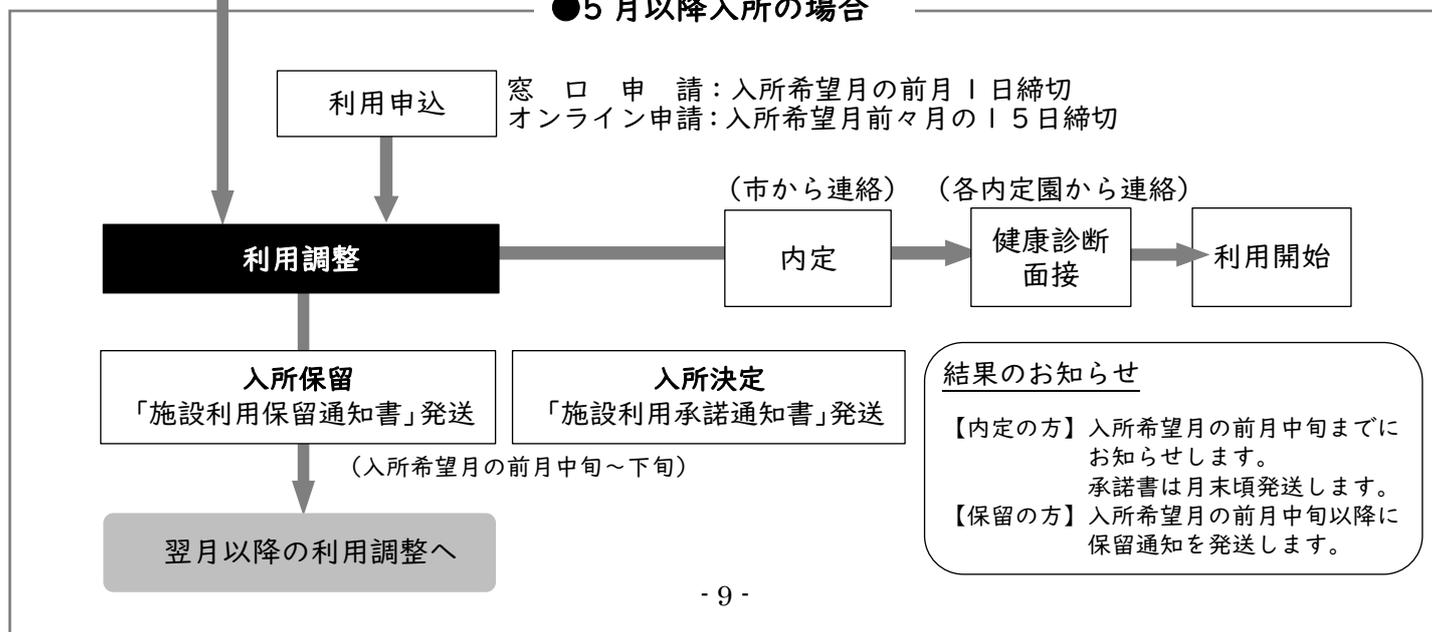
- ・就労については、法定の休憩時間を除いた所定労働時間により判断します。
- ・就労・就学を保育の必要な理由にする方は、令和7年4月1日の状況を記入してください。令和7年4月1日までに離職する予定がある人、終期があり更新の見込みがない人、就学が終了し、就労先が決まっていない人等、令和7年4月1日以降の状況が不明な人は「求職活動中」とさせていただきます。
- ・保育利用開始月の状況で調整します。
- ・基準点数及び優先利用の区分による点数については、当該本人の請求により開示することができます。ただし、本人以外の点数や、他人の順位については、個人情報保護の観点から、いかなる理由があっても開示することはできません。

②申込みから入園までの主な流れ

●令和7年度4月入所の場合



●5月以降入所の場合



③施設利用に必要な書類及び申請方法

●教育・保育給付認定（現況）申請，施設利用申請に必要な書類

申請には次の書類が必要となります。

☆すべての方が必要な書類（必須）

- ① 教育・保育給付認定（現況）申請書，施設利用申請書
- ② 教育・保育給付認定区分を決定するための書類（両親とも）※P11【A】参照
- ③ 確認書

☆状況により必要な書類（必須）

・ 令和6年1月1日，令和7年1月1日に総社市に住民票がない方（両親とも）

個人番号提供書 ※P32 参照

または，令和6年度，令和7年度の課税証明書

（所得金額・控除内訳の記載があるもの）※P12【B】参照

・ 申請時点で市外に住民票がある方

転入（居）先がわかる書類（建築請負契約書等）の写し

・ きょうだいが認可外保育施設・企業主導型保育施設等に通っている方

在籍証明書（様式は任意）

☆状況により必要な書類（任意）利用調整や保育料・副食費に影響されます

・ ひとり親世帯

児童扶養手当証書またはひとり親医療費受給者証の写し等（※無い方は申請時にご相談ください。）

（離婚調停中の方）期日通知等その旨が確認できるもの

・ 在宅障がい児（者）のいる世帯

所持している手帳等の写し

・ 65歳未満の祖父母が同居または近隣に居住され，なおかつ就労等をしている場合

教育・保育給付認定区分を決定するための書類※P11【A】参照

・ 児童心理治療施設に通所，または児童発達支援，医療型児童発達支援，居宅訪問型児童発達支援を利用している児童がいる世帯

障害児通所受給者証（事業者記入欄）の写し等

! 提出された書類のコピー・返却はできません。

【A】 教育・保育給付認定区分を決定するための書類

保育の必要な理由	必要な書類
就労（就労予定を含む）	就労証明書 ※証明日3ヶ月以内のもの
内職（内職予定を含む）	
自営業・農業	・ 申立書 ・ 帳簿・納品書・領収書・開業の届出書・作付面積が分かる書類の写し等、自営業または農業の確認ができる資料※3ヶ月以内のもの…★
妊娠・出産	親子（母子）手帳の写し（表紙と分娩日記載のページ）
保護者の疾病	疾病・障がい状況意見書 ※診断書は不可 ※証明日3ヶ月以内のもの
障がい	身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の写し
介護・看護	・ 介護・看護申立書 ・ 被介護者または被看護者の疾病・障がい状況意見書（様式第5号）※診断書は不可※証明日3ヶ月以内のもの
求職活動中 （起業準備を含む）	<u>求職活動の人</u> ハローワークで発行のハローワークカードの写し等の求職活動中であることが証明できる書類 ※求職活動中の書類は発行日（更新日）から60日以内が有効です。有効期限内のものを添付してください。 <u>起業の準備の人</u> 申立書，事業用に購入した物品・機材等の領収書・店舗予定地の賃貸借契約書等の写し等，開業予定の確認ができる資料。※開業後，「自営業・農業の人」と同様の添付書類（★）を後日提出してください。
就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）	申立書，在学証明書と時間割等の写し
就学予定（職業訓練校等での職業訓練を含む）	申立書，合格通知と時間割等の写し
虐待やDVのおそれ	児童相談所等の証明書
育児休業の継続利用	・ 育児休業取得予定証明書（様式1） ・ 親子（母子）手帳の写し（表紙と分娩日記載のページ）
その他	申立書，保育が必要な状況がわかる書類

【B】 保育料等を決定するための書類

令和6年1月1日・令和7年1月1日時点で総社市に住民票がない方

世帯類型	必要書類
令和6年1月1日に総社市に住民票がない方で、 利用開始希望月が令和7年4月～8月の方	個人番号提供書 または、令和6年度 市町村民税・県民税課税（非課税） 証明書（所得金額・控除内訳の記載があるもの）
令和7年1月1日に総社市に住民票がない方で、 利用開始希望月が令和7年9月～令和8年3月の方	個人番号提供書 または、令和7年度 市町村民税・県民税課税（非課税） 証明書（所得金額・控除内訳の記載があるもの） ※令和7年6月頃から交付されます。

0～2歳児の保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業の保育料と3～5歳児の保育所(園)・認定こども園の副食費徴収免除者の判定は、保護者の市町村民税額によって行います。令和6年1月1日に総社市に住民登録されている方は、市民税の課税状況を確認させていただきます。（令和6年度の市民税が未確定の方は、至急申告を済ませ、課税証明書等をこども夢づくり課に提出してください。）年度内に申告をされないと保育料が最高額となる場合や、副食費徴収免除対象の判定ができなくなる場合があります。

※市町村民税・県民税課税（非課税）証明書は、令和6年1月1日、令和7年1月1日時点で住民登録をしていた市町村に請求してください。

※子どもまたはその父母を税法上の扶養控除対象としている、もしくは現に扶養していると認められる方（祖父母等）がいる場合、その方の税額を確認し合算します。

●申請書類の提出先

利用希望状況	提出先
・継続して同じ園を利用希望する方	令和6年度在籍園
・新規で保育所(園)等を利用希望する方 （きょうだいが園に在籍している場合も含まれます） ・令和6年度に利用している園と別の園を希望する方	こども夢づくり課 またはオンライン申請

※提出書類内容に変更があった場合は早急に手続きをしてください。変更内容によって保育料や保育時間に影響されるものがありますが、20日（3月は15日）以降に手続きをされますと、翌月の変更はできず、翌々月の変更となります。

❗ 提出された書類のコピー・返却はできません。

※記載に不備がある場合、受付できませんのでよくご確認ください。

※記載内容は、勤務先等に確認させていただく場合があります。

④保育料

●保育料について

施設の運営に要する費用は、保育料によって賄われることになっていますが、国、県、市がその不足分を負担しています。保育料は保護者等扶養義務者に負担していただくもので、入所と同時に納付義務が生じます。そして、その金額は税額によって決まるため一律ではありません。もし、年度中に家族状況の変更等で保育料の納付が困難となった場合はご相談ください。

※過年度分の税更正をしても、決定済の保育料額の変更及び納付済みの保育料の還付はできません。

※家族状況の変更（婚姻、離婚等）があった場合は、保育料が変更となる場合がありますので、早急にこども夢づくり課窓口へ「総社市教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

※入所期間は月単位となりますので、退所される予定がある場合は、早めに「施設利用変更申請書」を提出ください。日付をさかのぼっての「施設利用変更申請書」の受理はできません。在籍中の保育料・副食費については、全額納付していただきます。（保育料・副食費の日割りは行っていません。）

3～5歳児（保育所（園）・認定こども園（保育部））

幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児の保育料は無償です。

※給食費（主食費と副食費）・教材費・行事費などの実費は別途必要です。

0～2歳児（保育所（園）・認定こども園）

保育料は市町村民税所得割額によって決まります。

子どもまたはその父母を税法上の扶養控除対象としている、もしくは現に扶養していると認められる方（祖父母等）がいる場合、その方の税額も合算して決定されます。

具体的な保育料は、「総社市保育所・認定こども園（保育部）・地域型保育事業保育料徴収基準額表（案）」（P17）をご覧ください。（住民税非課税世帯は保育料が無償です。）

※給食費（主食費と副食費）は保育料に含まれますが、教材費・行事費等の実費は別途必要です。

※市町村民税所得割額は、退職所得に係る所得割額を除いた額とし、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、個人の市町村民税の配当控除・住宅借入金等特別税額控除額等の税額控除前の額で算定する。

●保育料等の決定

算定	適用期間	算定対象の税の年度	税額の基準となる収入
前期	令和7年4月～令和7年8月	令和6年度	令和5年1月～12月
後期	令和7年9月～令和8年3月	令和7年度	令和6年1月～12月

算定対象となる市町村民税額の年度が毎年9月から変わるため、9月に保育料が変わる方が多いです。例えば、育児休業取得期間があったときは、その翌年度9月に大きく保育料が変更となる場合があります。

令和6年度の税額を用いる保育料等については、定額減税反映後の額で算定します。

●保育料の負担軽減 ※保育料徴収基準額表（案）は P17 参照

保護者の方の保育料負担を軽減するため、世帯状況等に応じた保育料ごとに保育料の負担軽減を行います。負担軽減に該当するか否かは、教育・保育給付（現況）申請書に記載されている世帯状況等により判定します。そのため、教育・保育給付（現況）申請書を提出される際には、同一世帯の家族全員を記載していただくようお願いいたします。

保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業 保育料の負担軽減

世帯状況	市町村民税 所得割額	階層 区分	軽減内容
ひとり親世帯等	77,101 円 未満の世帯	C1～C4	第1子：保育料基準額より 1,000 円引いた額の半額 第2子以降：無料
		C5～C6 一部	第1子：9,000 円 第2子以降：無料
	77,101 円 以上の世帯		施設を利用している児童から数えて第2子：半額 施設を利用している児童から数えて第3子以降：無料
上記以外の世帯	57,700 円 未満の世帯	C1～C5 一部	同一世帯の第2子：半額 同一世帯の第3子以降：無料
	57,700 円 以上の世帯		施設を利用している児童から数えて第2子：半額 施設を利用している児童から数えて第3子以降：無料
全ての世帯	全ての世帯		同一保護者に監護等されている第3子以降：無料

※ひとり親世帯等とは、以下に該当する世帯のことをいう。

・母子世帯及び父子世帯（事実婚を除く。）

・在宅障がい児（者）（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金の受給者）がいる世帯

・生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者がいる世帯（生活困窮による軽減についてはこども夢づくり課にご相談ください。）

※施設を利用している児童とは、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育給付の対象事業所、企業主導型保育事業所、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設に通所、または児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を利用している児童をいう。

※監護等されている者とは、生計を一にしている、子・配偶者の子・養子（すべて成年者含む）などをいう。

●保育料の納付方法と納期限

保育料の納付方法は、利用されている施設ごとに異なりますので、ご注意ください。

利用施設	公私	納付先	納付方法	納期限
保育所（園）	公設民営	市	口座振替など	毎月月末（12月は25日） ※月末が土・日・祝の場合翌営業日
	私立			
地域型保育事業 〔・小規模保育事業 ・事業所内保育事業〕	私立	施設	施設にお尋ねください	施設にお尋ねください
認定こども園	公立	市	口座振替など	毎月月末（12月は25日） ※月末が土・日・祝の場合翌営業日
	私立	施設	施設にお尋ねください	施設にお尋ねください

●副食費について

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所（園）・認定こども園の3～5歳児の保育料は無償ですが、給食の材料に係る費用（食材料費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから、保育所等を利用される場合もその費用は原則保護者負担となります。

利用施設	主食費	副食費
公設民営保育所（園）	利用施設へ支払い	利用施設へ支払い
私立保育所（園）		
私立認定こども園		
公立認定こども園		市へ支払い

※利用施設へ支払いの場合、金額及び支払い方法等については各施設へご確認ください。

●副食費の免除制度

副食費については、以下のとおり免除制度があります。負担軽減に該当するか否かは、教育・保育給付認定申請書に記載の世帯状況等により判定します。教育・保育給付認定申請書には、生計を一にする世帯全員（修学等により住所を別にする扶養する子を含む）を記載してください。

2号認定 保育所（園）・認定こども園（保育部）

市町村民税 所得割額	第1子	第2子	第3子以降
57,700円 未満の世帯 (※1 77,101円未満)	徴収免除	徴収免除	徴収免除
57,700円 以上の世帯 (※1 77,101円以上)	徴収免除対象外	徴収免除対象外	徴収免除(※2)

(※1) ひとり親世帯等

(※2) 施設を利用している児童から数えて第3子以降

※基準となる市町村民税額は、4～8月は前年度分、9月以降は当該年度分とする。

※ひとり親世帯等とは、以下に該当する世帯のことをいう。

- ・母子世帯及び父子世帯（事実婚を除く。）
- ・在宅障がい児（者）（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金の受給者）がいる世帯
- ・生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者がいる世帯（生活困窮による軽減についてはこども夢づくり課にご相談ください。）

※施設を利用している児童とは、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育給付の対象事業所、企業主導型保育事業所、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設に通所、または児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を利用している児童をいう。

●保育料等口座振替について

市へお支払いいただく保育料・給食費等は、便利な口座振替をご利用ください。次の金融機関の口座から振替できます。手続きは各金融機関の窓口でできます。

吉備信用金庫，中国銀行，百十四銀行，トマト銀行，中国労働金庫，
晴れの国岡山農業協同組合，ゆうちょ銀行

※私立認定こども園（やまて認定こども園）の支払い方法は、異なります。詳細については園にお問い合わせください。

※毎月 20 日までに金融機関で手続きをされますと、原則として翌月分から振替扱いとなります。

※口座振替の依頼者は、**教育・保育給付認定（現況）申請書の申請者と同一**にしてください。

申請者と異なる場合、口座振替ができませんのでご注意ください。兄弟姉妹で施設利用の場合は、同一口座からの引き落としとなります。

●市町村民税額の確認の仕方（総社市様式の場合）

勤務先から6月頃にもらう**特別徴収税額決定通知書**の太枠で囲んでいる欄の金額から摘要欄記載の調整控除額を差し引いた額が対象の所得割額となります。

この額から調整控除額を差し引いた額が保育料算出に使う市町村民税所得割額

税務課で発行している所得・課税証明書の太枠で囲んでいる欄の金額から税額控除等欄記載の調整控除額を差し引いた額が対象の所得割額となります。

、市県民税課税台帳に基づき上記のとおり証明します。

令和*年*月*日

岡山県総社市長 片岡 聡一

令和7年度 総社市保育所・認定こども園(保育部)・地域型保育事業保育料徴収基準額表(案)

(単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)				
階層区分	定 義	3歳児未満		3歳児以上		
		標準時間	短時間			
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0			
B	市町村民税非課税世帯	0	0			
C	A階層を除き、市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	1	均等割額のみ 課税世帯(所得割非課税世帯)	13,800	13,800	
		2	所得割の額が 10,000円未満である世帯	15,400	15,200	
		3	10,000円以上 30,000円未満の世帯	17,800	17,400	
		4	30,000円以上 48,600円未満の世帯	18,400	18,000	
		5	48,600円以上 64,800円未満の世帯	22,000	21,600	
		6	64,800円以上 81,000円未満の世帯	25,000	24,600	0
		7	81,000円以上 97,000円未満の世帯	29,000	28,400	
		8	97,000円以上 125,800円未満の世帯	35,000	34,200	
		9	125,800円以上 154,600円未満の世帯	42,000	41,400	
		10	154,600円以上 169,000円未満の世帯	43,000	42,200	
		11	169,000円以上 301,000円未満の世帯	50,000	48,800	
		12	301,000円以上 397,000円未満の世帯	56,000	54,600	
		13	397,000円以上の世帯	58,000	56,600	

※市町村民税所得割額は、退職所得に係る所得割額を除いた額とし、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、個人の市町村民税の配当控除・住宅借入金等特別税額控除額等の税額控除前の額で算定する。

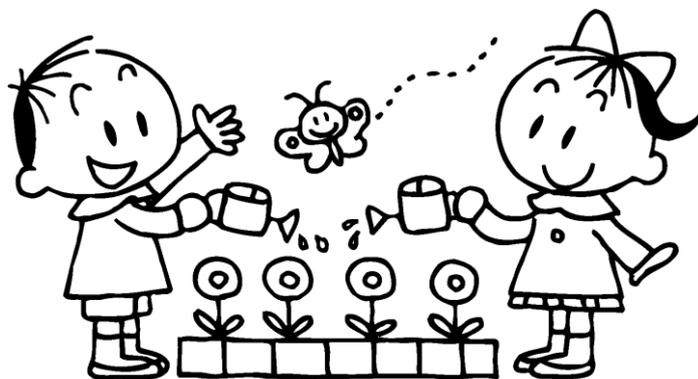
令和7年度の保育料の詳細が決まりましたら、市役所ホームページ、窓口等でお知らせします。

⑤延長保育

保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業で実施しています。

利用にあたっては、事前に登録が必要な園もありますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

認定区分	事業内容	実施状況・延長時間・料金
保育標準時間	保育所利用時間（7：00～18：00）後， 19：00まで保育します。	施設によって異なりますので、各施設へお問い合わせください。
保育短時間	保育所利用時間（8：00～16：00）前後 の開所時間内で保育します。	



幼稚園

認定こども園（幼稚部）



4 幼稚園・認定こども園（幼稚部）について

①幼稚園・認定こども園（幼稚部）利用案内

●幼稚園・認定こども園（幼稚部）とは

生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である幼児期の子どもの発達や遊びの連続性を重視し、幼児が主体的に身近な人や自然、物とかかわりながら遊ぶことを通して、生きる力の基礎をはぐくむ教育施設です。

市内には、15の公立幼稚園・二つの公立認定こども園・一つの私立認定こども園があり、全園で3年保育を実施しています。幼稚園・認定こども園（幼稚部）に就園できる要件は、以下のとおりです。

- ・平成31年4月2日から令和4年4月1日生まれまでの児童であること。
- ・教育・保育給付認定で1号認定を受けていること。（保護者が就労している場合も利用できます。）

●就園指定について

- ・公立幼稚園・公立認定こども園の幼稚部は、住民登録地によって就園指定園が決まっています。
- ・就園指定園以外の園へ就園，または，総社市以外から総社市内への園へ就園（区域外就園）できる場合があります。（教育特区，預かり保育未実施園区から実施園など）

※区域外就園，または，市外の園へ就園を希望の場合は，こども夢づくり課へご相談ください。

幼稚園の生活（1日の例・園により多少異なります）

8:00	8:30	8:40	11:30			14:00	17:00	18:00	
早朝預かり保育 	登園 持ち物の始末	当番活動（5歳児） 選んだ遊び※1	片付け	学級活動※2	給食 選んだ遊び※1	片付け 	学級活動※2	降園 預かり保育 	預かり保育延長

※1 教師が意図的に整えた環境の中で，子どもが自ら選んで遊び，自主性や学びの芽生え，友達とかかわる力を身に付けるようにします。

※2 クラス単位で活動や話し合いをしたり，降園前には一日の振り返りをしたりすることで，集団の中で活動する力を養います。

認定こども園（幼稚部）の生活（1日の例・園により多少異なります）

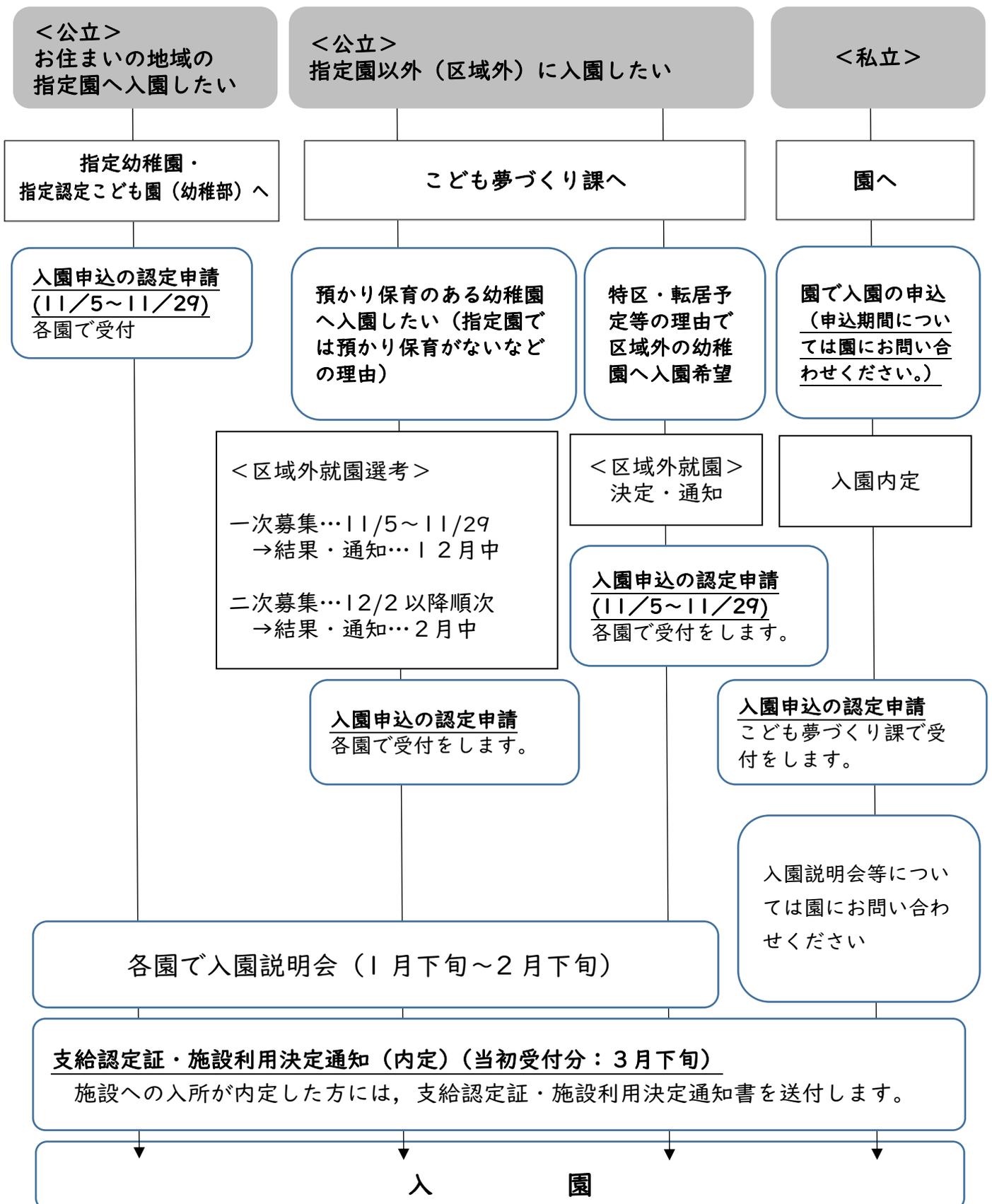
8:30	9:00	11:00	13:30	15:00	16:00	19:00	
登園 	選んだ遊び※1	学級活動など ※2 	給食	学級活動など ※2	降園 預かり保育 選んだ遊び※1	おやつ	預かり保育延長

※1 保育教諭が意図的に整えた環境の中で，子どもが自ら選んで遊び，自主性や学びの芽生え，友達とかかわる力を身に付けるようにします。

※2 クラス単位で活動や話し合いをしたり，降園前には一日の振り返りをしたりすることで，集団の中で活動する力を養います。

②申込みから入園までの主な流れ（幼稚園・認定こども園（幼稚部））

令和7年4月入園の場合



☆5月以降入園の場合も同様です。公立幼稚園・認定こども園（幼稚部）は入園希望月の前月20日までに申請してください。私立認定こども園（幼稚部）は園に直接お問い合わせください。

③施設利用に必要な書類及び申請方法

●教育・保育給付認定（現況）申請，施設利用申請に必要な書類

教育・保育給付認定及び施設利用を希望される場合，次の書類が必要となります。必要書類は，利用を希望される施設により異なりますので，利用希望施設にあわせた書類を準備してください。

利用希望施設	必要な書類
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育給付認定（現況）申請書・施設利用申請書 ○ 確認書 <p>【状況により必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人番号提供書または，課税証明書
認定こども園 （幼稚部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年1月1日に総社市に住民票がない場合 →令和6年度の課税証明書 ・ 令和7年1月1日に総社市に住民票がない場合 →令和7年度の課税証明書（令和7年6月頃から交付されます。） <p>※所得金額・控除内訳の記載があるもの ※副食費徴収免除対象者に該当するか確認のために必要です。</p>
【区域外就園】 ・ 幼稚園 ・ 公立認定こども園 （幼稚部）	<p>こども夢づくり課で事前に手続きが必要となりますので，お早目にご相談ください。</p>

●申請書類の提出先

教育・保育給付（現況）申請書・施設利用申請書に必要な事項を記入の上，下記受付場所に提出してください。

利用希望状況	配布・受付場所
市内の幼稚園・公立認定こども園（幼稚部）を利用希望する方	各幼稚園・認定こども園
私立認定こども園（幼稚部）・市外幼稚園等に通園する方	こども夢づくり課

◎区域外就園

※教育特区・その他の理由で区域外就園を希望される方は，こども夢づくり課に「区域外就園申立書」を提出してください。その後，区域外就園承諾書が届いてから許可された幼稚園に申請書を提出してください。

※預かり保育利用で区域外就園を希望される方は，こども夢づくり課に「区域外就園申立書」（就労証明書等添付必要）を提出してください。12月中に就園する園を決定し，ご連絡いたします。

④保育料・給食費

●幼稚園・認定こども園（幼稚部）の保育料について

幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児の保育料は無償です。
※給食費（主食費・副食費）・教材費・行事費などの実費は別途必要です。

●給食費について

幼稚園・認定こども園（幼稚部）では、週5日給食を提供しています。

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料は無償ですが、給食の材料に係る費用（食材料費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから幼稚園・認定こども園を利用される場合もその費用は原則保護者負担となります。

園名	主食費	副食費
公立幼稚園	市へ支払い 800 円/月	市へ支払い 3,200 円/月
いじりの認定こども園 きよね認定こども園	各園へ支払い	市へ支払い 3,500 円/月
やまて認定こども園	園へ支払い	

公立幼稚園，いじりの認定こども園，きよね認定こども園について

※3歳児の4月分と3～5歳児の8月分は0円です。（給食の提供がないため）

※給食費は月額で納めていただきます。（日割り等はありません。）

※行事のある日（始業式など。遠足などの行事も含みます。）は給食がありません。

※金額は令和6年度のものであります。

●副食費の免除制度

副食費については、以下のとおり免除制度があります。

教育・保育給付認定申請書に記載の世帯状況等により免除の有無を判定します。

教育・保育給付認定申請書には、生計を一にする世帯全員（修学等により住所を別にする扶養する子を含む）を記載してください。

1号認定 幼稚園・認定こども園（幼稚部）

市町村民税所得割額	第1子	第2子	第3子以降
77,101 円未満の世帯	徴収免除	徴収免除	徴収免除
77,101 円以上の世帯	徴収免除対象外	徴収免除対象外	徴収免除（※1）

（※1）小学校3年生以下の児童から数えて第3子以降

※基準となる市町村民税額は P13 「保育料の決定」 参照

●給食費口座振替について

P16 「保育料等口座振替について」 参照

⑤幼稚園・公立認定こども園（幼稚部）預かり保育事業

●幼稚園預かり保育事業

○目的

幼稚園の管理下において希望する在園児を当該施設で預かり、保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育ての支援をすることを目的とします。

○実施園

※令和6年度の状況

幼稚園名	定員			合計	備考
	通年利用		一時利用		
	3歳児	4・5歳児	全学年		
総社幼稚園	15	30	15	60	
総社南幼稚園	15	30	15	60	
総社北幼稚園	10	20		30	通年・一時合わせた定員
常盤幼稚園	15	40	30	85	
三須幼稚園	10	20		30	通年・一時合わせた定員
服部幼稚園	15	30		45	通年・一時合わせた定員
阿曾幼稚園	10	20		30	通年・一時合わせた定員
秦幼稚園	10			10	通年・一時合わせた定員
神在幼稚園	10			10	通年・一時合わせた定員
久代幼稚園	15	30		45	長期休業中未実施園利用者受入 通年・一時合わせた定員
山手幼稚園	15	30	10	55	

○利用条件

当該幼稚園の在園児で、保護者の就労等により家庭において当該園児の保育をすることが困難であること。

ただし、長期休業中のみ、未実施幼稚園の在園児でP6「保育の必要な理由」を満たしている場合は、久代幼稚園の預かり保育を利用可能。

学年	通年利用（月単位）	一時利用（日単位）	
	就労等	就労等	リフレッシュ等
3歳児	○ (育児休業中・求職中は不可)	○	×
4歳児			○ (長期休業中は不可)
5歳児			

○利用料金

・ 1日（8：00または8：30～17：00）450円 おやつ代は別途必要です。

・ 延長（17：00～18：00）400円

※保育の必要性の認定を受けている場合、利用料は無償となります。→P29 参照

○預かり時間

項目	内容	備考										
開園日, 時間	教育時間終了後～ 18:00	月～金										
早朝預かり保育の実施	8:00 ～ 8:30											
長期休業期間の実施	8:00 ～ 18:00	利用児数によって, 合同で実施										
休園日	祝祭日, 8/13～8/15, 12/29～1/3 3/31 (土日の場合: その前日) ～4/1 (土日の場合: その翌日) 園長が指定した日 (園行事による振替休業日, 入園式, 卒業式等) 学級 (学年) 閉鎖, 気象警報等による臨時休業日 長期休業中で午前7時時点で, 総社市に警報が発令されている場合											
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">8:00</td> <td style="width: 25%;">8:30</td> <td style="width: 25%;">14:00</td> <td style="width: 25%;">17:00</td> <td style="width: 25%;">18:00</td> </tr> <tr> <td>早朝 預かり保育</td> <td>通常の教育時間</td> <td>預かり保育</td> <td>延長保育</td> <td></td> </tr> </table>			8:00	8:30	14:00	17:00	18:00	早朝 預かり保育	通常の教育時間	預かり保育	延長保育	
8:00	8:30	14:00	17:00	18:00								
早朝 預かり保育	通常の教育時間	預かり保育	延長保育									

○利用するための申請等

必要書類	<input type="radio"/> 預かり保育申込書 <input type="radio"/> 就労証明書・在学証明書等
提出先	該当幼稚園長
その他	① 食物アレルギー等がある場合は, 原則としておやつは持参していただきます。 ② 預かり保育の当日キャンセルには, 保育料・おやつ代が発生します。(台風・大雨等で, 警報発令のため幼稚園が休園となった場合を除く。) ③ 預かり保育を希望する保護者は, 原則として利用を希望する日の3日前までに, 預かり保育申込書を提出してください。 ④ 一時利用をキャンセルする場合には, 当日も含め, 必ず園へ 対面または電話連絡 してください。利用予定日の 前開庁日 17時までに対面または電話連絡 をした場合は, 保育料・おやつ代が発生しません。(メール, アプリ連絡等は不可) ⑤ 保護者の就労状況が変更となった場合には, 再度, 就労証明書を提出してください。 ⑥ 預かり保育利用のため区域外就園を許可された場合でも, 保護者の方が離職し, 年度内に再就職しない場合は, 次年度からは, 区域外就園は認められません。 ⑦ 長期休業中は, 在籍園における通年利用者が少数の場合, 指定する他園の預かり保育を利用していただくことがあります。

●公立認定こども園預かり保育事業

月に9日までを原則として利用ができますが, 利用日の3日前までに申込みが必要です。

○利用料金 1日450円 (13:30～16:00。おやつ代金50円が別途必要です。)
延長400円 (1時間)

○利用可能日 幼稚部の通常保育の日
(保護者就労の場合は長期休業中も利用可。利用時間…8:30～16:00 給食費は実費必要)

※保育の必要性の認定を受けている場合, 利用料は無償となります。→P29 参照

※私立認定こども園 (幼稚部) の預かり保育については, 直接園へお問い合わせください。

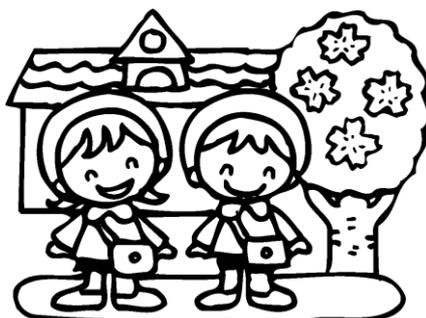
5 在園中に必要な届出について

在園中も、世帯の状況により届出や手続きが必要なときがあります。届出や手続きが正しく行われず、保育の必要な理由が確認できないときは、教育・保育給付認定を取り消す（退園となる）場合があります。ご注意ください。

●次のようなときは速やかな届出が必要です。

届出の内容	手続きに必要な書類等
結婚、離婚、同居、氏名の変更など	<ul style="list-style-type: none"> ・総社市教育・保育給付認定変更申請書 ・結婚や同居の場合、新たに世帯員となった方の保育の必要な理由が確認できる書類→P11
市外へ転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用変更申請書
転職するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（新しい就労先のもの）
退職するとき	※速やかにこども夢づくり課へご連絡ください。
勤務形態が変わるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（変更後の内容のもの）
妊娠・出産するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・親子（母子）手帳の写し（表紙と分娩日記載のページ）
育児休業を取得するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得予定証明書（様式1） ・親子（母子）手帳の写し（表紙と分娩日記載のページ）
その他、保育を必要とする事由に変更が生じたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・総社市教育・保育給付認定変更申請書 ・保育の必要性が確認できる書類→P11

※変更の手続きは毎月20日まで（3月は15日まで）に、こども夢づくり課まで提出してください。原則としてその翌月から認定内容（保育の必要量等）を変更します。



6 申請書記入方法と注意事項

申請書は、教育・保育給付認定や入園・入所を決定する際の資料としますので、もれなく正しく記入してください。記入もれや添付書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

❗ 提出された書類のコピー・返却はできません。

申請する際の注意事項

- すべて令和7年4月1日時点の状況で記入してください。
- 申請書・確認書はお子さん1人につき各1枚提出してください。
- 記入の際は消えないボールペンを使用してください。※修正液・消えるボールペンは使用不可。
- 「年齢」は、令和7年4月1日時点の年齢を記入してください。
- 「申請に係る子どもの世帯員」の欄は、同一世帯の方すべてについてもれなく記入してください。
- 2人以上同時に申請をされる場合の添付書類は、上のお子さんの申請書へ添付してください。また、申請書表面の「添付書類」欄の「兄弟に添付」の□に✓してください。
ただし、4月入所申請で、在園児とのきょうだいの場合は、こども夢づくり課に提出する子（新規申請する子）の書類にも添付してください。（添付書類は、新規申請する子に原本を、在園児に写しを添付）
- 「利用希望施設、期間」の欄を記入してください。幼稚園または認定こども園（幼稚部）の利用を希望される方は、最長で小学校就学前まで、保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業施設の利用を希望される方は、当該年度末（令和8年3月31日）までとなります。
- 継続児の場合、教育・保育給付認定申請書の申請者は令和6年度と同一にしてください。（きょうだいの申請者は同じ方をお願いします。）
- 「①世帯の状況」の欄は保育料にかかわる大切な内容ですので、記入もれのないように記入してください。また、変更があった場合は、速やかに申し出てください。
- その他、記載方法等で不明な点がありましたらお問い合わせください。



7 各手続きの QR 一覧

総社市ホームページに記入例を掲載していますのでご覧ください。
その他よくある質問や各種お手続きをご確認の上、必要な申請をしてください。

令和7年度の申請についてはこちら



※オンライン申請へのリンクあり

よくある質問はこちら



幼稚園についてはこちら



育休による継続利用についてはこちら



在籍園または利用施設		支給上限額	
幼稚園・認定こども園（幼稚部）に在籍		11,300 円	
左記①の施設のうち、認可外保育施設に在籍しているか、預かり保育事業以外を利用	新2号	37,000 円	
	新3号	42,000 円	
左記②の施設に在籍	新1～3号の教育費分	25,700 円	
	新2号の預かり保育分	11,300 円	または利用日数×450 円の低い方
	新3号の預かり保育分	16,300 円	

※申請は施設の利用開始日以前に行ってください。施設等利用給付認定日以前に利用した分の利用料は無償化の対象となりません。

※世帯状況に変更があったときや保育が必要な理由が変更もしくは消滅したときは、直ちに変更届・保育が必要な状況が確認できる書類等をこども夢づくり課へ提出してください。

給付の手続き

施設等利用費は次のいずれかの方法により支給します。

1. 利用者が施設への支払いを行わない方法

市内幼稚園・公立認定こども園幼稚部の預かり保育料については、園から利用者への利用料の請求を行わないことで、支給したものとみなします。

2. 利用者が施設に利用料を支払い、後から市に請求する方法(償還払い)

上記以外の施設を利用したときは、原則次の流れで支給します。

- ①施設が利用者に利用料を請求し、利用者が施設に支払う
- ②利用者が施設から「特定子ども・子育て支援提供証明書」（ファミリーサポートセンターの場合「活動報告書」）と「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」を受け取る
- ③利用者が、償還払いの請求をする

【請求に必要な書類】

- ・施設等利用費請求書
- ・特定子ども・子育て支援提供証明書（もしくは活動報告書）、特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証
- ・振込先の通帳
- ・（請求者と振込先の口座名義が異なる場合）委任状

【請求書の配付場所・提出先】

こども夢づくり課

※食材料費、教材費、行事費等の実費は無償化の対象となりません。

※施設等利用費の請求期間は利用月の翌月1日から2年間です。複数月分まとめて請求できません。

※現況確認において保育の必要性が確認できない場合、償還できないことがあります。

9 その他保育サービスについて

●企業主導型保育事業

企業主導型保育事業とは、企業が雇用する労働者の児童もしくは地域住民の児童を保育するために、企業自ら設置する保育施設です。

企業主導型保育事業の地域枠を利用される方は無償化の対象になる場合があります。詳しくは施設にお尋ねください。

※教育・保育給付認定制度について→P2へ

利用にあたっての申込や利用料金等は、各施設に直接問い合わせてください。→P34へ

●認可外保育施設

認可外保育施設とは、保育所（園）や認定こども園等の認可・認定を受けない施設で、都道府県等に届出をして運営している施設です。認可外保育施設を利用される方は無償化の対象になる場合があります。

※無償化について→P29へ

利用にあたっての申込や利用料金等は、各施設に直接問い合わせてください。→P34へ

●一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった場合や、保護者の心理的、身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、一時的に保育所を利用できます。

- ・対象：原則、総社市に住民票が保護者・児童ともにある方
- ・利用可能日数：月13日まで（複数の園を同月に利用はできません。）
- ・保育料：園によって異なります。各施設に直接問い合わせてください。

※施設によって対象年齢や開所時間等が異なりますので、利用前に各施設に直接問い合わせてください。→P33へ

●休日保育

休日に保護者が就労・疾病等で育児が困難な場合に、利用できます。

- ・対象：総社市内に住所を有する児童（生後10ヶ月から）
- ・利用日：日曜日・祝日（年末年始12/29～1/3は除く）

※利用前に面談が必要ですので、施設に直接ご連絡ください。（平日9:30～16:00）

→P34へ

10 個人番号（マイナンバー）について

総社市以外に住民税情報がある方は、教育・保育給付認定申請及び子育てのための施設利用給付認定申請の添付書類として、個人番号提供書または課税証明書が必要となる場合があります。

提出していただいた個人番号は、教育・保育給付認定及び施設等利用給付に係る目的以外で使用することはありません。また、個人情報管理上、新規申込の方も、継続利用の方も、こども夢づくり課の窓口にて受付を行います。個人番号提供書を提出される際には、番号確認のための書類や身元確認のための書類（下記参照）が必要となります。

なお、個人番号提供書の提出の有無は、施設利用の決定には影響はありません。

番号,身元確認のための書類

番号確認のための書類			個人番号カード
			通知カード
			住民票(個人番号記載)
			その他
身元確認のための書類(※)	確認書類	A (1点)	個人番号カード
			運転免許証
			パスポート
			身体障害者手帳・精神障害者福祉手帳・療育手帳
		その他写真つき身分証書	
		B (2点)	被保険者証
			組合員証
			国民年金手帳
	児童扶養手当証書		
	特別児童扶養手当証書		
	母子手帳		
	その他写真なし身分証明書		

※身元確認のための書類については、AまたはBをご持参下さい。

II 施設一覧

●詳細は各施設の HP をご確認ください●

開所（保育）時間は 7:00~18:00, 延長保育は 19:00 まで（平日のみ）です。※開園時間は施設により異なる場合があります。

保育所（園）※0 歳児～5 歳児 ・ 一時預かり ・ 地域子育て支援センター						
公私	施設名	定員(人)	所在地	電話番号	一時預かり	支援センター
公設 民営	中央保育所 ※R8 から公私連携型保育所 に変更予定	120	駅南一丁目 8-1	92-0975	有	-
私立	ひかり保育園	90	上林 763-2	92-4889	有	有
	第二ひかり保育園	90	真壁 162-1	92-4881	有	有
	第三ひかり保育園	90	三輪 1102-1	92-4885	有	-
	すみれ保育園	100	井手 979-1	92-3832	有	有
	すずらん保育園	60	秦 2947	95-8517	-	-
	第二すずらん保育園	90	秦 380-2	93-4265	-	-
	みどり保育園	120	総社 1295-14	93-6057	-	-
	あのね保育園	90	駅南一丁目 12-5	93-0802	-	-
	スマイル保育園	90	小寺 487	92-1110	-	-
	太陽保育園	90	南溝手 277-1	92-6985	有	有
第二太陽保育園	90	井手 438	92-8700	-	-	
小規模保育所（園）※0 歳児～2 歳児						
公私	施設名	定員(人)	所在地	電話番号	連携園	
私立	さくら保育園	14	中央六丁目 8-109	93-9739	あのね保育園	
	スマイル乳児園	19	門田 1214	90-4188	スマイル保育園	
事業所内保育所（園）※0 歳児～2 歳児						
公私	施設名	定員(人)	所在地	電話番号	連携園	
私立	いずみ保育園	12	小寺 995-1	93-1155	みどり保育園	
	セレーノほのぼの保育園	19	久代 5127	96-0733	第二すずらん保育園	
認定こども園 ※（保育部）0 歳児～5 歳児、（幼稚部）3 歳児～5 歳児						
公私	施設名	定員(人)	所在地	電話番号	預かり保育	支援センター
公立	いじりの認定こども園	250	井尻野 1722	92-3655	有 (月 9 日まで)	-
	きよね認定こども園	250	清音軽部 762	94-0104		-
私立	やまて認定こども園	120	岡谷 543-1	93-4858		有

※令和 6 年 10 月 1 日時点の情報です。

開園時間は 8:30~14:00 (平日のみ) です。

預かり保育時間は教育時間終了~18:00, 早朝預かり保育時間は 8:00~8:30 です。

幼稚園 ※3 歳児~5 歳児 ★は教育特区					
公私	施設名	所在地	電話番号	定員(人)	預かり保育
公立	総社幼稚園	総社二丁目 17-15	93-4303	225	有
	総社南幼稚園	中央三丁目 9-101	93-5280	190	有
	総社北幼稚園	泉 1-192	93-2205	130	有
	常盤幼稚園	駅南一丁目 13-8	92-4408	310	有
	三須幼稚園	上林 303-1	92-0426	95	有
	服部幼稚園	窪木 885-5	92-0323	95	有
	阿曾幼稚園	西阿曾 141	99-9130	95	有
	★池田幼稚園(R7~休園)	見延 1911	(95-8127) ※R7 通信不可	60	-
	秦幼稚園	秦 2987	95-8930	95	有
	神在幼稚園	富原 407-1	93-0687	95	有
	久代幼稚園	久代 4584	96-0423	130	有
	★山田幼稚園	山田 205-1	96-0927	60	-
	★新本幼稚園	新本 7274	96-0928	60	-
	★昭和五つ星学園幼稚園	美袋 245-1	99-1305	95	-
	山手幼稚園	岡谷 627	92-0581	190	有

開所(園)時間は園により異なります。詳細は各事業所にお問い合わせください。

企業主導型保育施設				
施設名	所在地	電話番号	対象年齢	
ポストメイト保育園 総社市役所前	中央二丁目 2-17	31-7201	生後 4 3 日~就学前	
認可外保育施設				
施設名	所在地	電話番号	対象年齢	無償化対象
わんぱく保育園	中央六丁目 2-110	94-5544	生後 10 ヶ月~ 就学前	○
あおぞら保育園	金井戸 446-1	94-1833	生後 10 ヶ月~ 就学前	○
あそびのきち おひさま企業組合	美袋 1584-1	99-2850	1 歳児~就学前	○
はるいろほいくえん	中央三丁目 2-111	31-8313 090-5245- 0898	生後 6 ヶ月~ 就学前	○
いろどり保育園	中央六丁目 3-110	070-2443- 8787	生後 6 ヶ月~ 就学前	○
キッズライン (ベビーシッター)	溝口	080-4555- 6600	お問合せ下さい。	○
休日保育				
実施場所	所在地	電話番号	対象年齢	保育料
山手保健センター	地頭片山 143-1	93-9834	生後 10 ヶ月~	日額 2,500 円

※令和 6 年 10 月 1 日時点の情報です。

お問い合わせ先

〒719-1192

総社市中央一丁目1番1号

総社市教育委員会 こども夢づくり課

TEL (0866) 92-8265

✉ ed-kodomo@city.soja.okayama.jp